

☆☆☆ オンラインによる登記申請推進マークについて ☆☆☆

奈良地方法務局

現在、次の登記申請を**オンラインで申請**すると、**登録免許税が10%（最大4,000円まで）減税**されます。

- 所有権保存登記（表題登記もオンライン申請したものに限りです。）
- 所有権移転登記（売買・相続など）
- 抵当権（根抵当権）設定登記
- 会社などの設立登記

本年度、奈良地方法務局ではオンラインによる登記申請をさらに推進するため、下記デザインのマークを作成し、オンラインによる登記申請を扱う奈良県内に事務所を置く司法書士及び土地家屋調査士に対し、事務所表示用として、同デザインのステッカーを配布しました。



奈良県司法書士会



奈良県土地家屋調査士会